

SGマーク制度や 広報活動など議論

製品安全協会と意見交換

11月16日、主婦連合会では、製品安全について(一財)製品安全協会との意見交換会を主婦連合会議室とオンライン併用形式で開催しました。

専務理事の関成孝さん SGマークは製品がSG基準に適合していることを証明し、SG基準、広報活動について説明がありました。製品が備えるべき性能要求等に加えて、本体表示、包装等の表示及び取扱説明書をカバーし、「正しい使い方」をきちんと伝える要件を含んでいる。SG基準は、国際規格等では必ずしもカバーされない日本国内での製品の使われ方(道路等のインフラ、社会・文化的特徴)を考慮している。また、SGマーク付き製品を使っていて、万が一事故が発生した場合、それが製品の欠陥(表示、取説を含む)によるものであれば人身損害を賠償する。SG基準がカバーする製品分野は、乳幼児製品、福祉用具、家具、家庭用品などの消費生活用品。SG基準の制定・改

消費者向けページとメルマガの事例



(資料より)

訂として、衝撃緩和帽や付き製品などの技術進歩イベント用テントといった新しい製品や、野球用ヘルメットのあごガード 協会では消費者への広

報活動を強化して、協会HPデザインを分かりやすく整理し、パンフレットと一貫性を持たせている。国民生活センター、消費者庁が行った広報(注意喚起等)を協会として知らせ、メルマガ等でフォローしている。また、SNSの活用として、インスタ(配信中)、ツイッター(準備中)を活用した情報発信をしていきたい。

意見交換では、「自転車の幼児用座席の安全性は、自転車本体と連携して確保することが必要」「前向き抱っこ紐は子どもには安全ではない」「前向き抱っこ紐は子どもには安全ではない」などの意見が出され、「取説のデジタル化についてはどうなのか」という質

問には「取説は紙が前提」との回答でした。また、視点が「誰」に向けたものかわからない。早く欲しい情報にたどり着ける設計にしてほしい」との意見が出されました。製品の安全について消費者に分かりやすく情報を伝える工夫が求められていますと感じました。

は「どうなのか」という質